

○議会基本条例の検証(令和元年7月～令和5年7月) 評価項目等一覧

No.	評価項目	関係条文	具体的な事案	実績及び検討内容
1	議会活動の情報公開	第3条第1項第2号 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の開催 ・議会だよりの発行 ・議会報告会 ・ホームページ ・議会のインターネット中継 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録の公開 ・本会議・委員会会議録を公開中。 ・議会だよりの発行 ・表紙裏表紙のカラー化を実施。また、議案等の各会派単位での賛否一覧表や広報公聴委員会の開催状況を掲載。 ・議会報告会の実施 第4回：R1年11月15日文化ホールくるる、32名の参加 第5回：R2年12月4日から約1か月間、録画配信を実施 第6回：R3年12月3日より録画配信を実施 第7回：R4年11月8日文化ホールくるる、12名の参加、リアルタイムでの配信及び録画配信を実施 ・ホームページ ・キッズ向けページを作成。政務活動費領収書を公開。 ・本会議のインターネット中継・録画配信を実施。
		第6条第1項 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、議会の活動に関する情報公開に努めるものとする。		
		第6条第2項 議会は、広報公聴委員会及び全員協議会の議事内容につき、その概要を公開するよう努めるものとする。		
		第6条第6項 議会は、議案に対する各会派及び会派に属さない議員の表決態度を公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。		
		第7条 議会は、議員出席の下に市民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催し、市民の意見を聴取し、議会運営の改善及び市民福祉の向上を図るものとする。		
		第21条第1項 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。		
		第21条第2項 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。		
2	多様な市民意見の把握	第3条第1項第3号 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情制度の充実 ・意見交換会(議会報告会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情制度の充実 ・請願・陳情による意見陳述を3件実施。また、請願・陳情における押印を廃止して提出しやすい環境整備を実施。 ・意見交換会(議会報告会等) 第4回、第7回の議会報告会では対面で開催し質疑応答を実施。第6回議会報告会では中学生の質問コーナーを設け市内4中学校から質問や意見をいただき回答。また、議長及び広報公聴正副委員長が「キッズ向けページ」について東中生徒会と意見交換を実施。
		第6条第4項 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査においては、これら提案者の意見を聞く機会を原則設けるものとする。		
		第6条第5項 議会は、市民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。		
		第7条 議会は、議員出席の下に市民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催し、市民の意見を聴取し、議会運営の改善及び市民福祉の向上を図るものとする。		
		第8条 議会は、パブリック・コメントを実施することができる。		
3	自由闊達な討議と議論の活性化	第4条第1号 議員間の自由な討議を重んじること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の実施 ・質疑応答の方法 ・反問権(趣旨確認)の行使 ・代表質問 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由討議の実施 ・代表者会議や議会運営委員会、広報公聴委員会では自由討議形式で議論を展開。ワーキンググループ(非公式)において敬老祝金について協議した。 ・質疑応答の方法 一般質問では議員の裁量によって一問一答方式で質問した事例があった。 ・反問権(趣旨確認)の行使 議論の中で答弁者からの趣旨確認の事例があった。 ・代表質問 各会派代表者等が質問を実施。
		第9条第1号 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めなければならない。		
		第9条第2号 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑・質問の趣旨を確認することができる。		
		第13条 議会は、当初予算案を審議する議会において、一般会計当初予算案及び市政全体にわたり、代表質問を実施することができる。		
		第14条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を推進し、多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるものとする。		
4	チェック機能の強化	第9条第3号 議員は、閉会中において、議長の許可を得て市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において、市長等から文書にて回答を求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・文書質問 ・説明要求 ・資料請求 ・議決事件の拡大 ・代表質問 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書質問 議員が個別に資料請求していることもあり、文書質問の方法などの詳細までは決定していない。 ・説明要求 執行部から新年度予算や議案の説明・質疑応答が行われたほか、執行部が作成する各種計画等の説明が隨時行われた。 ・資料請求 議会としての資料請求の実績はないが、議員が個別に資料請求している状況があった。 ・議決事件の拡大については議論が行われなかった。 ・代表質問 詳細にわたり質問を行うことで、チェック機能の強化につながっている。
		第10条第1項 議会は、市長等が提案する重要な政策について、論点を整理し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。(1)政策の背景、(2)提案に至るまでの経緯、(3)他の自治体の類似する政策との比較検討、(4)関係する法令、条例等、(5)蕨市将来構想及び実現計画における根拠又は位置付け、(6)予算		
		第10条第2項 議会は、予算、決算等の議会審議に際し、市長等に対して分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の提出を求めることができる。		
		第11条第1項 議員は、市長等に対して、議長を経て、説明及び資料の提出を求めることができる。		
		第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、その拡大に努めるものとする。		
		第13条 議会は、当初予算案を審議する議会において、一般会計当初予算案及び市政全体にわたり、代表質問を実施することができる。		

No.	評価項目	関係条文		具体的事案	実績及び検討内容		
5	審査方法の充実と体制整備	第6条第3項	議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。		<ul style="list-style-type: none"> 参考人・公聴会制度 予算決算常任委員会 附属機関の設置 		
		第16条	議会は、予算及び決算の審査のため、常任委員会を設置することができる。				
		第20条	議会は、議会活動に関し、審査、諮詢又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を設置することができる。				
6	調査活動の充実と政策提言能力の向上	第15条第1項	委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるために、所管委員会に係る市政の課題に対して、常に問題意識を有し委員会を運営するよう努めなければならない。		<ul style="list-style-type: none"> 委員会活動の充実 議員研修会 先進事例等の研究 議会図書室の充実 議会事務局の体制強化 		
		第15条第2項	委員会においては、議案の審査のみならず、市政の諸課題につき広く調査研究し、市長等に提言するよう努めるものとする。				
		第19条第1項	議会は、市政発展のため、議員の政策形成に資することを目的に、議員研修の充実に努めるものとする。				
		第19条第3項	議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めるものとする。				
		第23条	議会は、議会図書室を設置するとともに、設置図書等の充実に努めなければならない。				
		第24条第1項	議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化する。ただし、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。				
7	議会・議員活動のための環境整備	第3条第1項第1号	議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。(1)公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。		<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費 予算の確保及び検討 議員の政治倫理 危機管理体制の整備 働きやすい環境整備 議会における感染症対策 		
		第4条第2号	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。				
		第18条第1項	政務活動費は、蕨市議会議員の調査研究その他の活動に資することを目的に交付するものとする。				
		第22条第1項	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。				
		第22条第2項	議会は、市長が編成する予算案中、議会費に係る要求に際して、その内容を議会運営委員会に諮るものとする。				
		第25条	議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託に応えるため、各自の政治信条を遵守し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、見識を養うように努めなければならない。				
		第28条	議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体、財産及び生活の平穀を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。				
8	評価及び検証	第3条第1項第4号	議会内の申合せ事項は、不斷に見直しを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 申し合わせ事項の見直し 議会基本条例の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 申し合わせ事項の見直し 4年に1度先例集の改訂を実施。代表者会議及び議会運営委員会において議会内の申し合わせ事項等の取り決めを隨時行った。 議会基本条例の検証 次の任期に議会改革等の継続性を持たせるために議会基本条例の検証を実施した。 		
		第30条第1項	議会は、一般選挙を経た任期開始後又は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。				
		第30条第2項	議会は、前項の規定による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じ、改正の際には本会議において、その理由及び背景を詳しく説明するものとする。				
		第31条	議会は、議会改革の取組を不斷に検証し、その推進に当たなければならない。				